

やまなしグリーン・ゾーン認証宿泊施設
変異株対策強化及び高付加価値化支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 宿泊事業者による新型コロナウイルス変異株対策強化のための新たな認証基準に対応した機器購入等を支援することにより変異株への対策を強化するとともに、「ポストコロナ」、「ウィズコロナ」の旅行需要回復局面を見据えた宿泊事業者による新たな需要に対応するための取組みを支援することにより、安全・安心で上質な環境を提供し、もって本県観光産業の一層の高付加価値化を図る。

2 知事は、前項に定める宿泊事業者の機器購入等及び新たな需要に対応するための取組みに要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付要綱（平成30年6月25日観観振第26号）、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象施設、補助対象事業等)

第2条 補助対象施設、補助対象事業、補助対象経費及び補助率等は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金交付申請書の様式、提出期限)

第3条 補助金の交付を受けようとする宿泊事業者（以下「交付申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類等を添えて、別に定める日までに、知事に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第4条 知事は、補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第2号）により交付申請者に通知するものとする。また、適当と認めないときは補助金不交付決定通知書（様式第2-1号）により交付申請者に通知するものとする。

(補助対象事業の経理等)

第5条 前条の規定に基づく交付決定を受けた交付申請者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助対象事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間又は第11条第2項に規定する財産処分制限期間が経過するまでは、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供することができるよう保存しておかなければならない。

(補助金交付の条件)

第6条 補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助対象事業の内容の変更をしようとするときは、当該変更に関し先立って、変更(中止・廃止)承認申請書(様式第3号)を提出し、知事の承認を受けなければならない。ただし、補助対象事業の目的等に関係がない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合はこの限りではない。
- (2) 補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、変更(中止・廃止)承認申請書を提出し、知事の承認を受けること。
- (3) 補助対象事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、知事が別に定める期間中においては、知事の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(遂行状況報告)

第7条 補助事業者は、知事の要求があったときは、その事業の遂行状況を、事業遂行状況報告書(様式第4号)により、知事に報告しなければならない。

(実績報告書の様式、提出期限)

第8条 補助事業者は、当該事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は令和4年1月31日のいずれか早い期日までに、補助金実績報告書(様式第5号)に必要関係書類を添え、知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 知事は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書(様式第6号)により補助事業者に通知するものとする。

- 2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の交付)

第10条 補助金の交付は精算払いとする。ただし、知事が必要と認めるときは、第4条で決定した金額の6割を上限として、概算払いにより交付することができるものとする。

- 2 補助事業者は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、補助金概算払請

求書（様式第7号）を知事に提出しなければならない。

（財産の処分の制限）

第11条 補助事業者は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した次に掲げる財産（以下「取得財産等」という。）については、次項に定める期間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでは、知事の承認を受けないで、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

（1）取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の財産

（2）その他知事が補助金の交付の目的を達成するために特に必要があると認めたもの

2 財産処分制限期間は、補助金交付の目的及び「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)」を勘案し、交付決定時に示すものとする。

3 補助事業者は、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄しようとするときは、財産処分承認申請書（様式第8号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

附 則

1 この要綱は、令和3年8月25日から施行し、令和2年5月14日から適用する。

2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別表

(1) 変異株対策強化関係	補助対象施設	「宿泊業に係るやまなしグリーン・ゾーン認証制度実施要綱」に基づく認証を受けている宿泊事業者（旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する許可を受けた者をいう。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者を除く。）
	補助対象事業	新型コロナウイルス変異株への対策を強化するため、新たな認証基準に対応した機器購入
	補助対象経費	上記事業に必要な機器等（パーティション等）の購入に要する経費 （千円未満切捨て） （消費税（地方消費税を含む）相当額を除く）
	補助率	4分の3
	上限額	3,000千円
(2) 高付加価値化支援関係（新たな需要に対応するための取組み）	補助対象施設	「宿泊業に係るやまなしグリーン・ゾーン認証制度実施要綱」に基づく認証を受けている宿泊事業者（旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する許可を受けた者をいう。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者を除く。）
	補助対象事業	安全・安心で上質な環境を提供し、コロナ後を見据えた高付加価値化を実現するため、新たな需要に対応するための取組み
	補助対象経費	上記事業に必要な経費（改修工事費、備品等購入費、コンテンツ開発委託料等） （千円未満切捨て） （消費税（地方消費税を含む）相当額を除く）
	補助率	2分の1
	上限額	3,000千円